

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	母子保健法による保健指導、訪問指導、健康診査等の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、母子保健法による保健指導、訪問指導、健康診査等の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

札幌市長

## 公表日

令和2年6月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法による保健指導、訪問指導、健康診査等の実施に関する事務
②事務の概要	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の49項により、母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、訪問指導、健康診査等の実施に関する事務において、個人番号を利用することができる。 については、以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うこととする。</p> <p>(1) 妊娠の届出に関する事務(母子保健法第15条、第16条、第22条関係) 妊娠届出の受理や事実確認を行い、母子健康手帳の交付を行う。</p> <p>(2) 妊婦支援相談事業に関する事務(母子保健法第10条、第22条関係) 安心・安全な妊娠、出産のため、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、妊婦の不安を軽減するとともに、出産後の育児について出産前から支援が必要と思われる妊婦(特定妊婦)等に継続的な支援を実施する。</p> <p>(3) 妊婦一般健康診査に関する事務(母子保健法第13条、第22条関係) 安全な分娩と健康な子の出産のため、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれのある異常を早期に発見するとともに適切な指導を行い、妊婦の健康の保持増進を図る。</p> <p>(4) 出産連絡に関する事務(母子保健法第10条、第11条、第22条関係) 出産連絡票を受理し、母子保健訪問指導の対象者を把握する。</p> <p>(5) 妊産婦・新生児訪問指導に関する事務(母子保健法第10条、第11条、第17～19条、第22条関係) 妊産婦や新生児の健康の保持増進のため、保健師・助産師等が妊産婦や新生児の保護者に対して訪問指導を実施する。</p> <p>(6) 乳幼児健康診査業務に関する事務(母子保健法第12条、第13条、第22条関係) 乳幼児の疾病や障がい等を早期に発見し、早期治療・早期療育に結びつけるため、乳幼児に対し健康診査を実施する。</p> <p>(7) 児童虐待予防に関する事務(母子保健法第5条、第10～13条、第17～19条、第22条関係) 母子保健事業に関する事務を通じて虐待兆候を早期に発見し、保護者の不安や訴えを受け止めつつ、福祉施策の活用等により児童虐待を防止する。</p>
③システムの名称	母子保健情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健による健康診査」が含まれる項(69-2の項) (別表第二における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による保健指導」が含まれる項(69-2の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課
②所属長の役職名	母子保健担当課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階 子ども未来局子育て支援部子育て支援課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年9月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年9月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

